

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	有限会社 ハートフルハウス
代表者（役職・氏名）	代表取締役 古川 浩
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	〒480-1172 長久手市宮脇9 1 1 番地 0 5 6 1 - 6 3 - 6 4 3 3
法人設立年月日	1 9 9 0 年 2 月 2 2 日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	ハートフルハウス福祉用具貸与事業所
介護保険指定 事業所番号	2 3 7 5 0 0 0 1 6 9
事業所所在地	〒480-1184 長久手市草掛 4-1
連絡先	0 5 6 1 - 6 3 - 6 4 4 7
通常の事業の 実施地域	長久手市、尾張旭市、瀬戸市、日進市、春日井市、名古屋市の区域

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	私たちは、お客様とご家族に、こころに届く最適なサービスを提供し、「ゆとりと笑顔のある暮らし」の実現をお手伝いすることで社会に貢献します。
運営の方針	要介護（要支援）状態となったお客様が、可能な限り居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、身体状況、希望、環境を踏まえた適切な用具の選定援助・取付・調整を行い、お客様の生活上便宜・機能訓練・介助者の負担軽減を図ります。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し、年末年始（12/31～1/3）を除く）
営業時間	午前9：00 ～ 午後6：00

(4) 事業所の職員体制

管理者	齊藤 浩二
-----	-------

	常勤 (人数)		非常勤 (人数)	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者		1名		
福祉用具 専門相談員	1名	1名	1名	

(5) 特定福祉用具販売の取扱い種目

<input type="checkbox"/> 腰掛便座	<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の交換可能部品	<input type="checkbox"/> 固定式スロープ ※2
<input type="checkbox"/> 排泄予測支援機器	<input type="checkbox"/> 入浴補助用具 ※1	<input type="checkbox"/> 歩行器 ※2
<input type="checkbox"/> 簡易浴槽	<input type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分	<input type="checkbox"/> 単点杖 ※2
<input type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分		<input type="checkbox"/> 多点杖 ※2

※1…入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- | | |
|----------|------------|
| ① 入浴用椅子 | ⑤ 浴室内すのこ |
| ② 浴槽用手すり | ⑥ 浴槽内すのこ |
| ③ 浴槽内椅子 | ⑦ 入浴用介助ベルト |
| ④ 入浴台 | |

※2…一部貸与、販売の選択制となります。

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

(2) 購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

(3) 支払い方法

上記（1）及び（2）にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	請求月の翌月26日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定いただいた口座より引き落とします。
銀行振り込み	要相談
現金払い	要相談

4 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

5 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

ハートフルハウス 福祉用具貸与事業所	管理者 齊藤浩二	0561-63-6447
本 社	総務部 お客様相談室	0561-63-6433

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長久手市役所 長寿課 介護保険係	電話番号 0561-56-0613
	愛知国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 052-971-4165

長久手市以外のお客様は別紙添付の介護保険相談窓口一覧をご確認ください。

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	齊藤 浩二
---------------	-------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとしします。

11 業務継続計画

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下『業務継続計画』という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとしします。

12 身体拘束について

- (1) 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとしします。
- (2) 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（リモート等を活用して行う事ができるものとする。）を1年に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図るものとしします。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。

13 ハラスメントの防止について

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律に基づき、事業主には職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、職場内でのハラスメントの防止に努めます。同時にお客様からのハラスメント（性的言動、度を過ぎた暴言等）にも契約書第5条2に規定する通りの対応をさせていただきます。

1 4 暴力団排除

- (1) 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- (2) 事業所は、その事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはおりません。

1 5 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 : 無し

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者 事業者（法人）名 有限会社 ハートフルハウス

代表者職・氏名 代表取締役 古川 浩

説明者職・氏名 福祉用具専門相談員 齊藤浩二

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意します。

また8（2）に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利用者 氏名 _____

署名代行者（又は法定代理人）

氏名 _____

本人との続柄 _____